

事務連絡
令和6年5月1日

各区長 様

三木市人権推進課
課長 藤田 英子

令和6年度人権啓発紙及び同和教育セミナーチラシの回覧について（依頼）

新緑の候、貴職にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃は、人権推進課の事業につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、人権啓発資料の「隣保館だより」と「男女共同参画センター情報誌こらぼ一よ」を市民の多くの皆様に読んでいただきたく、発行月におきまして、お手数をおかけいたしますが、全戸回覧についてご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

また、今年6月に同和教育セミナーを開催いたします。このセミナーに多数の方にご参加いただきたく、重ねてお手数をおかけしますが、チラシの回覧につきましてご協力をお願いいたします。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 送付物 | (1)「隣保館だより」
(2)男女共同参画センター情報誌「こらぼーよ第 68 号 2024・春」
(3)令和 6 年度「同和教育セミナー」チラシ |
| 2 送付部数 | 回覧部数分 |
| 3 問合せ先 | (1)及び(3) 人権推進課 人権施策推進係
電話：82-8388
(3) 人権推進課 男女共同参画係
電話：89-2331 |

5

2024
Vol.514

ひろがれじんけんネットワーク 三木市人権啓発紙 隣保館だより

RINPOKAN DAYORI



ホームページ URL

<https://www.city.miki.lg.jp/site/sou-gourinpokan/>



就任あいさつ

人権推進課長 藤田 英子

このたび、人権推進課長兼男女共同参画センター所長を拝命しました藤田です。人権推進課は、あらゆる人権問題の解決に向け人権教育・啓発など人権施策を推進しています。

みなさん!「人権って?」「自分に関わりあるの?」って感じる方もおられるのではないのでしょうか。「人権」=「私たちの幸せ」に置き換えてみれば、日々の暮らしの中で、出合いを大切に、人を思いやり、お互いを認め合い、つながり、協力し合うことが、私たちの幸せにつながるのでは、と思います。

差別(人権侵害)は、大切な命を奪うかもしれない恐ろしいものだ、と、しっかり伝えていく仲間を一人でも多く増やすことが、「チーム三木」に必要な不可欠なことだと考えます。

みんなで人権尊重のまちづくりをすすめていきましょう。



退任あいさつ

前人権推進課長 平井 隆禎

総合隣保館で市民のみなさまと人権尊重のまちづくりに取り組ませていただいた8年間、たくさんの思い出ができ、貴重な経験を積みさせていただきました。お世話になり、本当にありがとうございました。



5月3日 憲法記念日

認められた「差別されない権利」



78年前に公布された日本国憲法には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、(中略)差別されない(第14条)」とあります。しかし、残念ながら部落差別をはじめさまざまな人権問題が現存しています。

今から50年ほど前、「部落地名総鑑」(被差別部落の地名をまとめた書籍)を多くの企業が購入して採用時に使用していたことが発覚し、就職差別事件として大きな問題になりました。半世紀を経た現在も、被差別部落の地名を暴露するインターネット上の人権侵害が後を絶ちません。出身者らがある出版社に対して全国の地名をまとめた書籍の出版や、ネット上に公開することを差し止めるよう求めた訴訟で、2審の東京高裁は、令和5年6月28日、「差別されない人格的利益」を認め、損害賠償のみならず差し止めも命じました。「差別されない権利」が憲法に基づく権利として認められたのです。

訴訟を担った弁護士は「ネット空間にあふれる攻撃的な差別を止めたい。そのための社会的規範を築く一歩となると受け止めています。また、この『差別されない権利』が、今後新しい人権として確立していくことで、在日外国人へのヘイトスピーチや性的指向の暴露(アウティング)などを止める力にもなると期待しています」と語っています。



❖ 「隣保館だより」は、市民の皆様にご覧いただき、総合隣保館の活動や人権尊重の生き方のヒントになるような情報をお届けする啓発紙です。今月からフルカラーになり、より一層読みやすくなりました。

❖ 次ページ「人権の小窓」は川田悠翔さんの人権作文「男女不平等問題ゼロの世界へ」です。

人権の小窓 (264)

令和六年二月四日に開催された別所町人権教育研究大会で
発表した川田悠翔さん(当時別所中学校三年生)の人権作文
をご紹介します。

「男女不平等問題ゼロの世界へ」

川田 悠翔

僕は「あれっ」と思いました。

学校で全国学力学習状況調査のテストを行った時、配られた記入用紙には「男」か「女」かを選択して書く欄があったからです。僕は「どうしてこんなことを書かないといけないのか?」と疑問に思いました。

今、世間では、男女平等や「SDG」などの問題が大きく取り上げられ、問題を解決しようと活動している人が多くいることは、テレビやネットニュースでよく見聞きしています。そんな中、このような文科省が行っている全国共通のテストで、男女を選んでは性別を書く必要がないのではないかと僕は感じました。そう思っていたら、先生も「そんなこと書く欄いらんやろ。意味ない」と言っており、本当にその通りだと思いました。男だから、女だからということ、正答率が高い、低いといったことにはどんな関係があるのでしょうか。男だからえらく、女だからえらくないといったような、昔の日本の考え方やあり方は、今の令和の時代には必要のないものだと思えます。こうした違和感他にもあります。

一つ目は中学校に入学するにあたって、自転車を買いに自転車屋さんに行った時のことです。お店の人は、「こちらのスポーツタイプの自転車は主に男性の方が乗っており、こちらのマ

マチャリタイプの自転車は主に女性の方が乗っております」と言っており、案内してくれました。要はフレームの形のの違いで、男の子に勧められたものはまたぐ所が高く、ストレートになっています。女の子に勧められたものはまたぐ所のフレームが曲がっており、またぎやすくなっています。



ました。僕は乗りやすそうなママチャリタイプを選ぶうと思っていた所でそんな案内をされ、少し選びにくくなってしまいました。自転車に乗るのに、男か女かは何か関係あるのでしょうか?どうしてなんでもかんでもすぐに男か女かを分けたがるのか、僕には本当に分かりません。実際に自転車を選んだり、乗ったりする上で男女を分けたところでのどのようなメリットがあるのか、皆さんも考えてみてほしいです。大きい小さいで自転車を選ぶなら男女ではなく身長で選べばいいと思います。色で自転車を選ぶなら男女ではなく、人によって好みが違うから、自分が好きな色を選ぶべきです。僕にはメリットが一つも浮かばず、デメリットしか思い浮かびません。デメリットは一つ、買い手が不愉快な気持ちになることです。

二つ目も中学校に入学するにあたっての、制服採寸の時です。

制服採寸の為に中学校の体育館に入ると、制服を売りに来た店員さんに、「男の子はこちらでズボンの採寸を、女の子はこちらでスカートの採寸をします」と声をかけられ、案内されました。僕たちは入学説明会で制服を選択できることを説明されていました。



しかし、案内された言葉は、「男はズボン、女はスカート」と決めつけられていました。僕は男の子がスカートをはいたり、女の子がズボンを履いて中学校生活を送ったりしても何も悪いことはないし、おかしいことはないと思います。皆さんは、「男はズボン、女はスカート」という一般的な考えにとらわれていないだろうか。選ぶことで男女の選択を迫られるなら、体操服と同じように全員同じズボンスタイルの制服に変えてみてはどうだろうか。

三つ目は、レディースデーについてです。映画館やガソリンスタンド、飲食店などではよくレディースデーといった女性のみが受けられる割引や特典が得られるサービスがあります。僕が実際によく行くラーメン屋さんでは毎週火曜日はレディースデーに設定されており、母にだけはデザートの特典サービスがついてきます。メンズデーや男の人限定での割引や特典サービスが受けられる店を僕はまだ見たことがありません。よく目

にするのはいつもレディースデーばかりです。こういったサービスは、一方の人にしか喜びを与えられず、もう一方の人には不愉快な思いを与えてしまっています。割引や特典サービスで客を喜ばせたいなら、誰もが喜びを感じられるものにした方が、皆がハッピーになれるのではと僕は考えます。

最後に、僕がこの人権作文を書くにあたり感じたことは、この世の中には違和感がたくさんあるということです。僕は今回ジェンダーに焦点を当てた違和感について考えてみました。それだけでも多くの違和感を覚え、問題はたくさんあると感じました。このような問題を全ていっぺんに解決することは難しいと思うが、こうしたちよつとした違和感を皆が見過ごさず、考えてみるのが大切ではないかと僕は思います。また、最近よく「ユニセックス」という言葉を目にします。ユニセックスとは、男性、女性の区別のないことを表す言葉で、性別を限定しない物や衣服によく使われています。男女どちらでも、誰でも自由に選べる時代になると皆が過ごしやすい社会に、世界になるのではないのでしょうか。まずはここに





隣保館カレンダー 5月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	水	メーデー	17	金	経営・職業相談 10:00～多様な性に yes の日
2	木		18	土	三同教総会 13:00～（文化会館） 書を楽しむきらきら教室 13:00～ 茶道教室 9:00～
3	金	憲法記念日	19	日	
4	土	みどりの日	20	月	
5	日	子どもの日 手話記念日	21	火	経営・職業相談 10:00～ 対話と発展のための世界文化多様性デー
6	月	振替休日	22	水	
7	火		23	木	手芸サークル 13:30～
8	水		24	金	経営・職業相談 10:00～
9	木	手芸サークル 13:30～人権相談 13:00～（吉川支所）	25	土	茶道教室 9:00～
10	金	経営・職業相談 10:00～	26	日	
11	土		27	月	エアロビクス講座 14:30～15:30
12	日		28	火	経営・職業相談 10:00～
13	月	エアロビクス講座 14:30～15:30	29	水	
14	火	経営・職業相談 10:00～	30	木	
15	水	国際家族デー	31	金	経営・職業相談 10:00～
16	木	人権相談 13:00～（三木市役所）			

同和教育セミナーを開催

受講料は無料。申込不要。

☆開催時間はいずれも午後6時30分から8時ごろまで

第1回

開催日 6月14日(金)
会 場 三木市教育センター
演 題 「インターネットに表出する実社会の人権の課題」
講 師 公益財団法人反差別・人権研究所みえ
松村 元樹さん

第2回

開催日 6月21日(金)
会 場 青山公民館
演 題 未定
講 師 NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝
埋橋 美帆さん



第3回

開催日 6月28日(金)
会 場 吉川町公民館
演 題 性の多様性から「じぶん」について考える
～誰もが排除されない社会をめざした子どもたち
との出会いからみてきたこと～
講 師 にじいろ i-ru(アイル)
田中 一歩さん、近藤 孝子さん

皆様のご参加をお待ちしています！

大好評！スマートフォン体験講座

去る3月19日、スマートフォン体験講座を開催しました。参加者18名は講師（スマートフォンアドバイザー）の説明を熱心に聴きながら、用意されたスマートフォンで実際に操作されました。

マップの使用方法や、カメラ機能での写真の撮り方、画面の表示を大きくしたりする指の動きなど、講師の方に丁寧に教えてもらいながらとても熱心に取り組んでおられて、ネット検索やメッセージアプリについても操作をされるなど、あっという間に2時間が過ぎました。

ある参加者から「スマホを使ってこんなにいろいろなことができることがわかった。これから楽しく使っていけそう。参加して良かった」といううれしい声を聞きました。



人権啓発紙「隣保館だより」5月号

令和6年5月1日発行(毎月1日発行)

三木市市民生活部 人権推進課編集

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

三木市立総合隣保館 TEL 0794-82-8388

FAX 82-8658 E-mail: jinken@city.miki.lg.jp

～市民がつくる～
三木市男女共同参画センター情報誌

くらぼよ

くらぼよとは
Collaboration
コラボレーション
(共同・協働)と
～しようよの組合せ

第68号
2024・春

春号のテーマは
パートナーシップ制度
導入を受けて



『だれもが暮らしやすいまち三木』をめざして



民間企業ではこんなサービスが受けられます



『三木市パートナーシップ制度』導入について

男女共同参画週間記念講演会
6/23(日)

13:00-14:30

三木山森林公園にて開催

パパとママのベストバランスを考える
～チーム我が家の戦略育児～

講師：小崎 恭弘さん

大阪教育大学 教授
NPO 法人ファザーリング・ジャパン顧問
場所：三木山森林公園 森の研修館



『三木市パートナーシップ制度』導入について

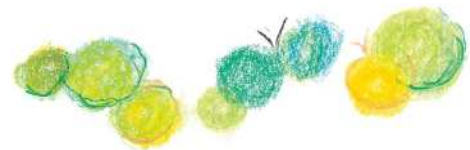
令和 6 年 4 月 1 日から、「三木市パートナーシップ制度」が始まったことはご存知でしょうか。三木市では、数年前からこの制度の導入をめざして啓発活動などを行ってきましたが、兵庫県で同日から制度が始まるのに合わせて三木市も導入が決定しました。

この制度は、さまざまな事情で婚姻の届出をしていない・できないカップルが日常の困りごとや不安を解消できるようにと作られたもので、兵庫県内では県その他、令和 6 年 4 月 1 日現在、21 市町でパートナーシップ制度が導入されています。

法的効力はないものの、さまざまな行政サービスが提供されており、例えば、兵庫県内で最初にパートナーシップ制度を取り入れた宝塚市では、県営・市営住宅の入居のほか、市営霊園の合葬式墓所記名板に連名刻字ができたり、市立病院で病状の説明を受けたり、入院時の連帯保証人になることや面会ができるなど家族のみを対象としたさまざまなサービスが利用できます。



今年度からは、兵庫県全域で、このようなサービスを利用できることが期待されています。なお、兵庫県では同性のカップルのみならず異性カップルの*事実婚や同居する家族も利用できる制度としています。



兵庫県がこの制度を導入する目的として、

- 法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの日常生活の困りごとや不安の解消につなげる。
- 制度に法的効力はないが、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを目指す。

と、説明されています。

三木市でも、兵庫県と同様に、同性カップルのみならず事実婚も対象とした制度で、性自認や性的指向に関わらず、一緒に生活をする大切な人をパートナーとして認めてもらえることで、誰もが暮らしやすいまちに一步近づくことを嬉しく思います。

(編集委員：〇)

* 事実婚カップルとは、さまざまな理由から婚姻届を提出せず同居して生計を共にするなど婚姻関係と同様の生活をしている男女のカップルのことです。

民間企業ではこんなサービスが受けられます



パートナーシップ制度は 2015 年の東京都渋谷区から始まり、「同性パートナー」を法律上の婚姻関係と同様に扱う民間企業も増えています。兵庫県や三木市の制度では*事実婚カップルもパートナーシップ制度の対象となるので、事実婚を含めて企業の対応例をまとめました。

- 生命保険では、保険金に関わる犯罪を防止するため、受取人は基本的に配偶者と2親等以内の家族に限られています。パートナーシップ制度の広まりにより、同性や事実婚のパートナーを受取人として認める保険会社が増えています。
- 自動車保険では、同性や事実婚のパートナーのどちらもが配偶者とみなされるようになり、配偶者と同様の契約ができるようになっていきます。しかし、事故で意識不明など補償を受ける本人自身が保険金を請求できない場合、代理での保険金請求は3親等以内の親族に限られ、同性や事実婚のパートナーには保険金請求ができません。
- 住宅ローンでは、銀行ごとにさまざまな契約形態がありますが、配偶者の定義に、同性や事実婚のパートナーを含めるものがあります。
- 携帯電話の通信事業者との契約でも、同性や事実婚のパートナーに対して家族割などのサービスが使えるようになっていきます。



上記は顧客向けのサービスの一部ですが、これらの企業では従業員に対しても同性や事実婚のパートナーを配偶者とみなして福利厚生を提供しています。

また、上記以外でも従業員に対して同様の福利厚生を導入する企業は増えています。

さまざまな生き方を受け入れることは、私たち自身の生き方の自由につながります。同性や事実婚のパートナーも生きづらさを感じることなく暮らしやすい社会になるといいですね。

(編集委員：I)

『だれもが暮らしやすいまち三木』をめざして



三木市では4月からパートナーシップ制度が導入され、LGBTQ+（性的マイノリティ）のカップルが家族と同様に扱われることが期待されています。

多くの可能性を含む素晴らしい制度が導入だけで終わらないようにするために、私たちはどのようなことができるのでしょうか。

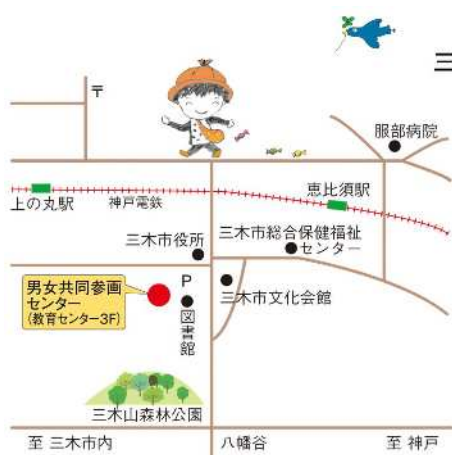
今はまだ性的マイノリティを身近な存在と感じている人は、あまり多くはないかもしれませんが、しかし、電通ダイバーシティラボが2023年に行った調査によると、性的マイノリティの方は、9.7%（およそ10人に1人）であるという結果も出ていることから、さまざまな背景を持つ人たちが学校・職場・地域で一緒に暮らしていることを正しく理解し、配慮する心を育てる社会が求められます。

ところで、*SOGIE（ソジー）という言葉を知っていますか。SOGIEは、性的指向、性自認、性表現を表す英語の頭文字をとった言葉で、SOGIEは、私たち誰もが持っており、一人ひとり多様で異なります。ですから自分自身のSOGIEも多様なうちのひとつと意識することが正しい理解につながります。また、知らないことで、不用意な言動や不測の事態を招き、知らないうちに人を傷つけてしまいます。



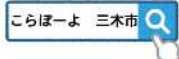
この制度の導入をきっかけとして、当事者の方が抱える生きづらさや、住みづらさがどのようなことであるか、自分事として関心を持っていただき、改善できることに共感・協力できればいいですね。当事者の方が心から安心してカミングアウト・相談ができ、周囲もしっかり（正しく）受け止め、寄り添うことができる社会になれば当事者の方のみならず、「だれもが暮らしやすいまち三木」になるのではないのでしょうか。（編集委員：T）

*SOGIE(ソジー)について詳しくはコチラ→



三木市男女共同参画センター
愛称:こらぼーよ

ホームページからも
ご覧いただけます



企画・編集:情報こらぼー編集グループ
発行:三木市男女共同参画センター

三木市福井 1933-12 教育センター3階
TEL:0794-89-2331 FAX:0794-82-8120
開館日時:月曜～金曜 9時～17時(祝日を除く)



ジェンダー・リソースで何が見える? 誰もが生きやすいわたしたちのまち

編集後記

「クマノミ」という魚は、群れの中で一番大きな体のオスがメスに性転換するとされていますが、これは大きな体のメスがより多くの卵を後世に残すという目的を果たすために進化したものとされています。

人間の世界でも、「女だから」「男だから」と性にとらわれない生き方をすることで、だれもが生きやすい社会になれば良いと思います。（編集委員 U）

令和6（2024）年度 同和教育セミナー

第1回

日時 6月14日(金) 18:30~20:00
会場 三木市立教育センター 4階 大研修室
講師 公益財団法人反差別・人権研究所みえ
松村 元樹 さん

演題 「インターネットに表出する実社会の人権の課題」

講師紹介：伊賀市出身。旧伊賀町職員を経て、平成17年に公益財団法人反差別・人権研究所みえ研究員に就任。平成29年から現職。新型コロナウイルス感染症や、インターネットによる差別や人権侵害などについてご講演されている。



第2回

日時 6月21日(金) 18:30~20:00
会場 青山公民館 大会議室
講師 NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝
埋橋 美帆 さん

演題 「であいつながら・差別解消をめざす北芝のまちづくり」 ~誰もが安心して住み続けられるまちへ~

講師紹介：まちづくりの拠点となるコミュニティスペースづくりや多様な人が集えるカフェのたちあげ、イベント企画等の企画開発業務に従事。現在「らいとぴあ 21」で組織マネジメントやコーディネーター、相談員等を務められている。



第3回

日時 6月28日(金) 18:30~20:15
会場 吉川町公民館 大ホール
講師 にじいろ i-Ru
田中 一步 さん、近藤 考子 さん

演題 「性の多様性から『じぶん』について考える」
~誰もが排除されない社会をめざして子どもたち
との出会いから見えてきたこと~

講師紹介：お二人は公立保育所の保育士として長年の勤務後、待機児童解消のための保育ルームを開設。セクシュアルマイノリティほか、すべての子どもたちに「じぶん、まる！」を届ける活動をされている。



各回、手話通訳・要約筆記があります。たくさんのご参加お待ちしております。(参加無料)

主催 三木市市民生活部人権推進課
三木市立総合隣保館



〒673-0501 三木市志染町吉田 823 TEL0794-82-8388 FAX 0794-82-8658